

生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置について

1. 生活支援コーディネーター

◆配置

① 第1層…市全体区域（社協職員）

② 第2層…日常生活圏域（社協職員）

※地域包括との連携が必要なことから、地域包括支援センターの管轄区域（東部、西部、南部、北部東、北部西）に配置する。

生活支援コーディネーターの業務は、社協に委託する。

第2層については、社協の他の業務を兼務する。

第1層	1名	社協本所
第2層（東部、西部、南部）	3名	社協本所
第2層（北部東）	1名	社協長島支所
第2層（北部西）	1名	社協多度支所
計	6名	

◆業務内容

・地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起

⇒第1層）市内ニーズ、資源の状況の見える化（情報提供体制整備）

第2層）圏域内ニーズ、資源の状況の見える化

（例）生活支援に合致するボランティア団体を把握する。

高齢者の「通いの場」の登録によりリストを作成したのち、そのパンフレットを配ったり、ホームページで公開したりする。

・各種団体等の多様な主体への協力依頼などの働きかけ

⇒第1層）各種団体（地域包括ケアシステム推進協議会の構成団体）への協力依頼

第2層）担当圏域の地区社協等各種団体への働きかけ

（会議等の出席）

（例）地区社協等の協議体の構成員に対して、生活支援サービスについて説明し、参加協力を呼びかける。

・協議体

⇒第1層）「地域包括ケアシステム推進協議会」を協議体を兼ねて開催し、情報共有と連携体制づくりを行う。

第2層) 地区社会福祉協議会を単位として協議体を設置し、情報共有と連携体制づくりを行う。

・生活支援の担い手の養成やサービスの開発

⇒第1層) 担い手養成講座の企画実施、ニーズをもとにしたサービス開発

第2層) 圏域単位での養成講座実施、サービス開発

生活支援サービス(地域サロンの開催、見守り・安否確認等)を提供するため、その担い手を確保する。

(例) 高齢者サポーター養成講座を修了した方が活動できる場をつくる。

生活支援の内容ごとの専門講座の実施を検討する。

☆ 社協がコーディネーターの業務を担うメリット

- ① 社協が担う地域福祉事業の業務と共通することが多いので、社協の専門性を生かせること。
- ② コーディネーターの業務が、地域の各組織への働きかけや連携が必要とされるので、ボランティア団体や地域の諸団体との結びつきの強い社協の利点を生かせること。